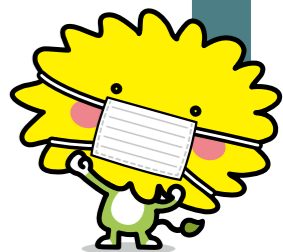


ひとり親世帯

臨時特別給付金ののご案内



低所得のひとり親世帯について、新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給します。

1. 基本給付

給付金の対象となる方

- (1) 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方(申請不要)
- (2) 公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方(既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額または一部支給されたと推測される方も対象になります。)(申請必要)
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっ

給付額 1世帯5万円
(第2子以降1人につき3万円加算)

2. 追加給付

給付金の対象となる方

上記、基本給付金対象者の(1)または(2)に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方(申請必要)

給付額 1世帯5万円

給付金の支給手続き

1. 基本給付の(1)に該当する方は申請不要で、7月下旬にご案内を送付予定です。案内通知が届かないと給付金は受け取れないので、住所が変わった方は児童扶養手当の住所変更手続きを行ってください。8月中に児童扶養手当の振込口座に振り込む予定です。

それ以外の方は、基本給付、追加給付とも申請が必要です。詳細が決まり次第ホームページ等でお知らせします。

問い合わせ

ひとり親世帯臨時特別給付金コールセンター
0212-400-903
または こども相談室 22-1677

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金について

国民健康保険

国民健康保険の加入者が新型コロナウイルス感染症に感染し、または発熱等があり感染が疑われることにより、仕事を欠勤し、給与の全部または一部を受けることができなくなった場合、傷病手当金を支給します。

対象者 次の全てを満たす方

- (1) 阿南市国民健康保険に加入していること
- (2) 給与の支払いを受けていること
- (3) 新型コロナウイルス感染症に感染し、または発熱等があり感染が疑われることにより、療養のため労務に服することができなくなったこと
- (4) 連続した3日間仕事を休み、4日目以降も労務できず、4日目から令和2年1月1日から9月30日までの間に属すること
- (5) 給与の全部または一部を受けることができること

※支給については、要件等がありますので、詳しくは、市ホームページをご覧ください。

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度においても、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給を行っています。

なお、申請に必要な書類は、徳島県後期高齢者医療広域連合のホームページに掲載していますのでご利用ください。

また、新型コロナウイルス感染の拡大防止のため、原則、郵送での申請をお願いします。

申請を希望する場合は、必ず事前に保険年金課高齢者医療係までご連絡の上、申請してください。

問い合わせ

保険年金課 22-8064
徳島県後期高齢者医療広域連合
〒771-0135
徳島市川内町平石若松78番地1
088-677-3666

「コロナをのこす」 やっつけ強いあなんへ!

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入が一定程度減少した世帯に対する減免制度があります。

対象となる保険税

令和元年度分および令和2年度分の保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限等が設定されている保険税。

要件等がありますので、市ホームページをご覧ください。ただか、お問い合わせください。

問い合わせ

税務課諸税係 22-1114



特別定額給付金の申請はお済みですか 申請期限は8月25日まで

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による、特別定額給付金(1人10万円)の手続きを行っています。令和2年4月27日時点で阿南市に住民票がある方に、手続き書類を郵送しています。届いていない世帯はご連絡ください。郵送での申請またはオンライン申請で、期限までに手続きをお願いします。

申請期限

令和2年8月25日(火)まで

問い合わせ

定額給付金対策室
22-8286



「接触確認アプリ」のインストールにご協力ください

新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)は、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について、通知を受け取ることができるスマートフォンのアプリです。検査の受診など保健所のサポートを受けることができます。

アプリのインストール方法等については、厚生労働省のホームページをご覧ください。



「とくしまコロナお知らせシステム」をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、感染者と同じ日に同じ施設を利用した方に対し、注意喚起メールを県から送信する「とくしまコロナお知らせシステム」をご利用ください。

- (1) 県の各施設やイベント会場において掲示された専用QRコードをスマートフォン等で読み取り、登録画面から自分のメールアドレスを送信(氏名・住所・電話番号等の個人情報提供は不要です。)



- (2) 感染者が発生した場合、感染者が訪れた同日・同施設利用者に注意喚起のメールを配信

特別定額給付金を装った詐欺に注意! 不審な電話などがあった場合はご相談ください。